

新刊
紹介

"I love my books as drinkers
love their wine; The more I
drink, the more they seem
divine."

上野直蔵(学長)著「人生・友情・学問」 東京・教文館、新書判一七〇頁、定価二八〇円。

大学宗教部が発案し、同志社創立九十周年記念出版委員会が企画した新書版のシリーズ、「リベルタス選書」の第一回刊行として本書は出版された。

この本は著者が学長であった間に、アッセンブリー・アワーなどで学生に語った講演、NHKのラジオの「人生読本」で放送した話、雑誌に書いたエッセイなどを集めたものである。

タイトルが示すように、この本の内容は「順境と逆境」「謙虚から傲慢へ」「動中の静」「ヒューマニズムについて」などの人生論。「無二の友」「友情について」の友情論。「大学の使命」「一般教育について」「現代の学生を語る」の大学論にわたっている。

人生論には著者の英文学者としての豊かな教養があふれている。「スウィフトの諷刺が痛烈骨を刺すようにシンラツなのに反して、ラムの随筆はわれわれの心を柔かく包んでくれるように思われるのであります。ですから、私はチャールズ・ラムにおいていわゆる耐乏と忍苦の心をもって、しずかに逆境に処した一人の貴い人物を見いだすのであります。スウィフトは終生自己の逆境を呪い、そしてついには人生全体を憎悪して、狂死いたしました。ラムは不遇と不幸のうちにあって、しかも人生全体を暖かい愛情で包みながら、おだやかな生涯を送りました。わたしはそこに大きいコントラストを感じるのであります。」「順境と逆境」はこういう風に書かれている。また友情論について、「私に一人の古い

友人があります。名前を申しあげてもいいのですが、別にその必要もないので、ここでは単に彼とのみ呼ばせていただきます。私と彼が初めて出合ったのが大正三年の四月でありますから、今年の四月でちょうど五十年になったわけであります。ですから先日二人で夕食を共にしてささやかな祝杯をあげたのでありますが、ともかくこの五十年間私たちは無二の友としての親交を重ねてまいりました」という言葉ではじまる「無二の友」は努力の人生と無私の友情を語って、ラジオ放送でも好評を博したということである。

大学論は真理探究、職業教育、人間形成という大学の三つの使命を中心にして語られている。六年間の学長の体験が生かされているというべきであろうが、この部分が人生論・友情論にくらべてやや平板なのは、日本の大学教育全体が置かれている政治的状况への洞察が足りないからかも知れない。全篇、やさしい表現と明快な論理で述べられているから、学生のみならず実社会や家庭にある人びとも勧めたい読物である。

(Y・K)

田畑忍(法学部教授)著「憲法と平和主義」
東京・教文館、新書判一七〇頁、定価二八〇円。

本書も「リベルタス選書」の一冊である。

一九五〇年八月、七万五千の警察予備隊と称する軍勢力が発足し、それが五年七月には十一万の保安隊になり、さらにMSA協定の制定のちにそれは「自衛隊」と名のるにいたった。このような警察予備隊から自衛隊への狡猾な歩みとともに、憲法論議はすでにさかんであった。しかし、憲法調査会が憲法改悪の結論を政府に提出した、ここ数年間は、国民の憲法意識がいちばん高められたときであつたであらう。そうした空気を反映するかのように、憲法にかんする本もおびただしく出版された。本書は、著者がこの一、二年に書いたものにもとづいてまとめられたものであるが、しかしそれがとくに自覚的にキリスト者の立場から論ぜられているという点では、特異な価値をもつものである。

本書の、まず第一章では、日本国憲法の全体が手ざわよくのべられている。「平等

主義と個人尊重主義とをその筋金として」いる日本国憲法の、もっとも重大な点は平和主義にあると強調する。かつてドイツのカントなどによって平和主義思想が唱えられながら、いまだ「他の国の憲法にも国際法にも」みられない憲法第九条の絶対的永久平和主義は、世界的な意義をもつものであるという。この主張は本書の根幹となっている。

つぎの「第九条平和主義の思想」では、その平和思想がマッカーサー政権の押しつけによるものではなく、あの敗戦直後の迷雾のなかで、それでも「ノー・モアー・ウオー」と叫んだ「国民の戦争忌避の生」に感動した、時の首相幣原喜重郎の発意にもとづくものであつたと、著者は力をこめて詳説している。しかも幣原の平和思想は、かれの家庭がクリスチャン・ファミリーであつたことから察せられるように、内村鑑三、安部磯雄、木下尚江、北村透谷などの系譜をもつのではないかと推論している。さらにイザヤ、カント、フィヒテ、とその思想的淵源がたどられている。つづく「各国憲法と国際平和条項」の、とく

に「現代諸国家の憲法における平和条項」はフランス、イタリア、ドイツ、永世中立国家のスイーデン、スイス、オーストリア、ユーゴスラヴィア、あるいは中国、ソ連などの社会主義国家などの憲法の性格にふれて興味深い。第四章にはいると、「なし崩しの憲法改悪論批判」として、とくに「高柳意見」の姑息な、羊頭狗肉の保守性が、あますところなく暴露されている。くわえて「十七人意見書」が文句なしに改悪論に立脚していることを明らかにしている。「あとがき」ではキリスト者の使命を訴えて結ばれている。

本書は意識的ではないが、一貫して「戦後二十年」のパスpekティヴをもって論述されている点が、もう一つの特徴であらう。(H・K)

憲法研究所編「抵抗権」 京都・法律文化社、B5判三五六頁、定価九〇〇円。

このたび、憲法研究所から「抵抗権」が発刊された。いわゆる「抵抗権」の問題は、去る昭和三十四年春に一度、日本法哲学会が採り上げられて、活発な論争を惹起した

が、「抵抗権」をめぐる諸問題、たとえば、抵抗権思想、抵抗権は自然権か、実定法上の権利か、革命権との相異等々について、学説の食い違いや、不明確さがあり、大きな研究課題として残された。

その後も、単発的に「抵抗権」の研究があったが、本書はまさにその後の「抵抗権」をめぐる諸問題の集大成であり、総合的・体系的の研究に仕上げられている。

法哲学会で、「抵抗権」の問題が提起された年は、新安保条約締結に対する闘争の年であったが、本年は、国外的にはベトナム侵略戦争がくり広げられ、国内的には、「期待される人間像」論や、「三矢計画」とともに自民党による日韓基本条約の一方的・暴力的な、衆議院の「強行採決」のような暴挙が行われている。

従って、国民の自由と平和を保障した憲法の擁護闘争は、極めて重要な段階に達している。本書が、こうした政治状況の中で「護憲」の書として編まれたことは明白で、「違憲反動の政治に対するそれ自身抵抗の書」(序文)となるべきことを期している。いわば、人類の歴史を前進させるた

め、権力に対する「抵抗の実践」を強調しているわけで、憲法十二条(国民の抵抗の義務)、九十九条(公務員の抵抗の責務)の具体的な姿を示していると言えよう。

本書の構成は、「抵抗権と抵抗権思想」(第一部)、「日本における抵抗運動」(第二部)、「抵抗の書」(書評)(第三部)、「抵抗に生きた日本人」(第四部)、の四部から成っている。殊に、一部、二部の抵抗権の理論研究と並んで、「抵抗の書」「抵抗に生きた日本人」の部は、国民のために闘った抵抗家(その中には同志社の諸先輩の名も見出される)の「生きた姿」を簡潔に表現している。その点で、本書は、研究者ばかりでなく、広く国民一般の必読書と言える。(K・U)

創造性研究会編「創造性研究・第一集」東京・誠信書房、B5判一四二頁、定価五〇〇円。

「一九世紀末から二〇世紀のはじめの三十年あまりの間に多くの天才たちが創造した現代物理学の体系は、まことに壮観であったが、いまや、その輝かしい遺産を食いつ

ぶすごとき仕事が多くなってしまったのである」

湯川秀樹京大教授の「天才論」の一節である。こうした現象は、なにも物理学の分野にとどまらない。自然科学から人文・社会科学まで学問のあらゆる分野に、さらには社会の営みのすみずみにまで見られる現象ではなからうか。わが国についてみて、幕末から明治維新前後の、いわゆる「第一の開国」の時期には、いろいろな分野に「創造的人間」が輩出した。しかし、太平洋戦争直後の「第二の開国」にあたっては、創造的人間の発見が困難であったし、こんにちにいたってはなおさらである。創造性が強く要求される理由も、そこにある。この点から岡本清一同志社大教授の「創造的人間形成のための歴史的社会的条件」園原太郎京大教授の「創造的人間の全体像、天才と凡才」は興味をひく論文といえよう。

なお研究会の中心メンバーには前の三教授のほか京大教授芦田譲治、同志社大講師市川亀久弥、慶応大教授渡辺恪、哲学者岡田丈夫の各氏が名を連ねている。

(毎日新聞 昭和40年12月7日)